

会 議 録

会議の名称		第 18 回みどりの南小学校、みどりの南中学校 開校準備委員会		
開催日時		令和 5 年 12 月 18 日 (月) 開会 18 : 30 閉会 20 : 10		
開催場所		つくば市役所 2 階 202 会議室		
事務局 (担当課)		教育局 学務課		
出席者	委員	井上拳吾、金子朋子、黒崎徹、松本麻衣、谷池真彦 木之内富美代、高橋正典、松本智加、関美智子、谷山友香		
	事務局	学び推進参事 久松和則、学務課課長 下田裕久 学務課課長補佐 川又文江、学務課係長 大友博幸 学務課主査 菅原理恵、学務課主任 篠原周平 学務課主事 白土直也		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 体操服のデザインについて (2) 通学路の要望に対する状況について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 体操服のデザインについて (2) 通学路の要望に対する状況について 3 その他 4 閉会			

< 審議内容 >

1 開会

2 議事

事務局：ただいまから第 18 回みどりの南小学校、みどりの南中学校開校準備委員会を開催いたします。議事に入ります前にお願いをいたします。本日の委員会は AI により議事の文字起こしを自動で行うシステムを使用しております。このため大変お手数ですが、ご発言の際は必ずマイクをご使用くださいますようお願いいたします。マイク下のスイッチを押していただき、マイク中央部のランプが青く点灯しましたら使用できますので、よろしくようお願いいたします。それではこれより議事に入りたいと思います。議事の進行につきまして委員長をお願いしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

委員長：はい。それでは議事を進行させていただきます。傍聴者の方はらっしゃいますか。

事務局：おりません。

委員長：いらっしゃらないようなので、議事に入りたいと思います。本日の議事は、1 つ目は体操服のデザインについて。2 つ目が、通学路についてになります。それでは 1 つ目の議事として事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい、事務局です。そうしましたら資料 1 の方をご覧ください。今回の議事としまして、新しい学校の体操服に入れるプリントの方の選定の方を行っていきたいと思います。そして学園名についてはこちらの事務局の方で教育長、市長の方に報告は、すでに済んでおり、12 月の教育委員会において正式決定になる予定でいます。この翠輝学園のデザインでこの後メーカーさんの方からご説明をいただき、プリントの方を決定していただ

ればと思います。それではメーカーさんの方から説明の方をお願いいたします。

ママダ：はい。改めましてよろしくお願いいたします。11月に学園名をご連絡いただいた際に5点のご要望をいただきました。まず1点目がアルファベットのブロック体でこちらが資料の方のAになりますね。続きましてアルファベットの筆記体。こちらがBになります。3点目に漢字でいろんな書体ということでこちら資料のFで、3点ほどご用意いたしました。また4点目がアルファベットプラス漢字という点でCですね。それと5点目がその他メーカーのお任せというところでDとEに校章のデザインをモチーフにしたものをご用意いたしました。この中から選んでいただくのか、もしくはこれを参考にさせていただいて新たな意見をいただくのかというところでご意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：はい、ありがとうございます。議事の進行につきまして委員長にお願いしたいと思います。

委員長：はい。それでは決めますか。体操服の背中なのか、胸なのかわかりませんが、背中だと思うんですけど、プリントが入って子供たちがいきいきと生活できるデザインを決めたいと思います。ちょっと見ていただいて、ご意見いただきたいと思います。どうしましょう、この中から決めるか、それとも1個絞って、それについて質問したり、ディスカッションして、要望して決めていきますか。はい、質問をお願いします。

委員：業者さんにお聞きしたいんですが、これとりあえず多分プリントにされるかなと思うんですけど、プリントは文字数によって金額が変わるとか、そういったことはあるんですか。というのもいろんなものを出していただいたのをミックスして、提案していただいたものより文字数が多くなる場合もあるかなと思うんですけど、どうでしょうか。

ママダ：はい。今、研究学園小学校、中学校とみどりの学園義務教育学校のバ

ックプリントをご覧いただいたかと思いますが、文字数によつての価格の変更はありません。色数が変わると、例えば2色にするとかっというふうになってしまうと価格が変わってきます。1色で文字数が変わることによって価格は一定です。

委員長：この資料のはどれも一緒。

ママダ：前回、バックプリントが1色で税込み550円とご提示させていただきましたので、はい、その550円ということになります。

委員長：他に聞いておきたいことありますか。

ママダ：このバックプリントを選定される段階におきまして、小学校1年生から中学校3年生までございます。小学校1年生の体操服のサイズに合わせてマークを作りますので、この大きさになります。

委員長：すべて同じ大きさなんですか。

ママダ：版は2つ作りますので、小学校、大体120のサイズから150ぐらいのサイズまでで1点。あとSSというサイズから大きい4Lまでのサイズぐらいで作ります。2つの大きさになりますので、この辺の大きさになるということをおイメージしていただければと思います。

委員長：1個絞りますか。それではAかBかCかDかEかFのうちいずれか。お伺いしたいと思います。

事務局：確認ですけど、今、AからFのうちから決めるっていう話だったんですけど、さっき業者が話していたように、これをもとにまたアレンジするのかっということは最初に決めなくていいですか。

委員長：1つに決まったときにそのあとアレンジしたりしますか。それとも、もうこれですってビシッと決めちゃいますか。出てきたものによる。アレンジする可能性もあります。ほぼこれ通りで、何かちょっと疑問に思うところを変えてもらうっていう感じでいいですか。そういう感じですか。聞いてみましょう。Aがいいと思う方。これ圧倒的多数ですね。Bはなし。C、2

名。以上です。では形的にはもう A という形にしたいと思います。そして何かこれについて、ご意見があれば、お伺いしておきたいんですけども。お願いいたします。星をもっと増やすとかないですか。TSUKUBA の書体も合わせるとか。

委員：星みたいな輝いているのをつけていただいているんですが、なぜ星なんですか。

委員長：この E のところにあるやつですか。これは翠輝の輝だからじゃないですか。研学とはちょっと変えたいよねって思うと星はあったほうがいいかなって私は思います。もっとなんか流星みたいなのがあったりとかですかね。他にありますか。これってまた作ってきてもらってもいいってことですか。時期的にどうなんでしょうね。

ママダ：はい。時期的には今年度末ぐらいまでには入れたいということがこちらの方の生産の都合上ありますので、次回の検討会の日程がわからないんですけども、そこが今年度内でしたら、例えばなんですけど今回の中で今1つのパターンに選んでいただいて、その中にご要望をいくつか入れていただいたらそれでまた数パターン作ってくるという形のご対応としては、年度内で決まるのであれば可能でございます。

委員長：はい、わかりました。そうしたら数パターン作ってもらって、次回の期日にもよるけど、期日が余りにも遠くにあれば、共有して、その中でまた多数決を取って集まらなくても決めるってことはできるので、また作ってもらってもいいですか。はい。そうしたら要望としては、その翠輝の最後の N のところに SINCE2024 を重ねるようなイメージで、作っていただくというのと、星はどうするんですか。この E の中にある星は入れておくってことですか。E の中にある星は入れとくけど、N の上の星はあるのと、ないパターン。星をもっと流れ星みたいにいれてみたい。そういう感じのものも1つ作ってもらえたらいいかなと。他ありますか。それで数パタ

ーン作っていただいて、出来次第、事務局の方に送っていただいて共有するというふうな形がいいかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ママダ：今のところ確認でございます。基本は、A の形をベースとしまして、今言われたように、2024 年という形をつけたり、星のありなし、あと流れ星にするとかですね、あとこちらでまたお任せでいくつかデザイン作っても大丈夫ですので、小さく漢字合わせるとかそういうのも幾つかは可能でございますのでベースとしては A ベースでよろしいですか。

委員長：そうですね。

ママダ：それでいくつかまた作ってきますので、今の3つのご要望プラスいくつかという形でご対応取らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長：あんまりたくさんだとちょっと迷っちゃうので、はい。基本は今言ったものでお願いいたします。よろしいですか。はい。

事務局：メーカーさんの方から委員さんの方に何かご質問等はございますか。委員さんからも特にメーカーさんへの御質問はよろしいですかね。

委員：できるだけこの字を大きく入れていただきたいです。

事務局：よろしいですか。メーカーにちょっとお願いしたいんですけど、先ほど文字のサイズを今、大きくしてっていうことで要望がありましたが、文字の大きさは2パターンでしたよね。120 からのと SS からの。その2パターンを紙でもいいので、実寸大のものを作ってきてもらって、それを背中に今の見本のジャージに張ってみれば、文字が大きいかどうか、皆さんがわかると思うので、次回、何パターンか作ってきた時にどれでもいいので1つについて2つのサイズを作って、紙で張れるような形で作ってもらえればと思います。デザインの一覧で資料を1枚もらった上で、別途1枚1枚、文字サイズが原寸サイズの資料のご用意をお願いします。

事務局：その他ご質問なければ議事の1つ目の方は終了とさせていただきますよろしいですか。はい、ありがとうございます。ママダスクールさん、本日はお越しいただき、ありがとうございました。続きまして議事の2つ目、通学路について移りたいと思います。

事務局：はい。それでは通学路について、資料2になりますね。ちょっとお時間かかりまして回答の方が遅くなったこと申し訳ないです。まず1ページ目から順番に1個1個ではちょっと時間かかってしまうので、簡単に説明させていただきます。一番右端のところを担当課から来た回答になります。その中で、例えば2番目ですね。通学路の中で、街灯の設置っていう希望が書いてあるところ。何ヶ所か街灯の設置で希望があったと思うんですが、全部同じで書かれている回答について、今回、電柱の設置場所に防犯灯の設置が可能です。住宅地に伴う承諾が必要というところですが、同じような答えが何ヶ所かあるんですが、これについては担当課からすれば、設置は可能なんですよ。ただ場所について協議する必要と申請書が必要なので、その場所に防犯灯を本当につけて欲しいということであれば、申し訳ないんですけど学校さんを通して防犯交通課とやりとりしてもらうのが一番良いということで担当課の方からは、回答いただいています。防犯灯についてはそのような答えになります。同じように3、4、5番に書いてある交通安全啓発の立て看板。これについても防犯交通安全課の方で何種類か看板がありますので、例えば、通学路につき注意とか児童横断注意とか、黄色い看板があつたりすると思うんですけどそれが何種類かあると思うのでそれについても、どれがいいかは担当課とやりとりしていただければと思います。続いて、12番。片田の丁字路のところ。こちらについては、押しボタン式の信号という希望を出されてるところは、通学状況を判断してっていうことが警察からの回答です。横断旗については、校長先生が、もうすでにお持ちいただき交換されてるということで歩車分離について

うのをここに書いてあるんですが、渋滞を悪化させ、ドライバーが危険運転を行う可能性が高いということから、ちょっと難しいというので歩車分離はできないというような回答にはなります。続いては、1ページ目は大体終わりですかね。2ページ目にいきますね。2ページ目のトンネルですかね。トンネルの照明灯について、今、ネクスコの方と協議しているってことで、それについては設置に向けて十分協議してくださいってことはこちらでお伝えしております。それと雑草等については、こちらは多分どこでも同じなんですけど、適宜、年2回、県道ですと、年2回になるんですが、市の方でも年2回から3回は除草してますので、適宜それを実施しているような形になります。あとこの中で、歩行者専用道路への変更っていうのが、そこに書いてありますように生活道路として利用している側面もあるため通学時間帯のみ規制を行うとか、何かそういうことを考える形になります。歩行者専用にするっていうのはちょっと難しいというような回答になります。18番のトンネルについては明るいことっていうことだったので、書いてある通り、5灯設置してるところが2灯ついていない。入口と出口の両サイドだと思うんですが、それについて明かりがつくような形に直すということですね。歩道については、そちらに書いてある幅の問題がありますので、難しいので指導していただきたいということで出てます。カーブミラーとスクールゾーンは設置する予定になっております。次の19番についても横断歩道の設置を上申済みって書いてありますが、この上申っていうのが何かと言いますと、警察の専門用語なんですけど、警察署の方から、県の公安委員会。そちらが信号や横断歩道の設置の許可権限を持っているので、そちらに申請していますっていう意味合いです。そのあと承認されるか、承認されないかは、結果待ちという意味合いにはなりません。次の21番も同じく横断歩道については、通学路の利用状況を見て、設置を検討するっていう形になります。22番なんですけど遮音壁については住

宅地ではなく、学校側の方に近い方の遮音壁なんですけど、こちらについてネクスコに市の方からは何度も要望を出しているところなんですけど、ネクスコから回答がきていないっていう状況なので、引き続き協議しています。こちらについては今般の議会の方でも質問が出まして、同じような回答をさせていただいております。続いて3ページ目。23番のトンネルですね。こちらについては、暗いので光度を上げて欲しいということで、それは何度も要望させていただいたんですが、こちらには設置にあたっての照度計算ですかね。明るさの計算がされているので今のまま、これ以上照度を上げる予定はありませんという回答をいただいておりますが、現状で暗いから明るくして欲しいという要望が上がっているということは、再度またお伝えいたします。防犯灯、街灯の設置っていうことなんですけど、北側っていうことだったので見ていただくと、片田側なんですけど、あの辺は電柱が1本もないので、電柱がないと防犯灯を付けられないので、そこでちょっと防犯灯は難しく、街灯は基本的にあまりつけるところが限られてしまっているんで、電柱もないところなので、防犯灯も今のところつけられない。難しいということになります。あとカーブミラーを設置したいとのことだったんですが、ここに書いてある通り、車の方が危なくなるのでちょっと難しいです。その代わりに、立て看板を設置するっていうことができます。あと防犯カメラについても同じような形ですかね。歩道橋なんですけど、基本的に高速道路を跨いで上を渡るというのは非常に難しい状況ですかね。27番。電柱に分電盤が飛び出ている危ないっていうところ、これについては移設を検討していただけるっていうことになります。最後に30番のところ。柵の強化っていうことが書いてあるんですけど、おそらく橋のすぐ両サイド。始まりの部分は柵も何もなくて、川になっているのでっていうことだと思うんですが、基本的にはどの河川も同じで担当が県の土木事務所河川課になるんですが、川の脇の道路っていうのは、道路ではなく、

管理道路になっているので基本的に通学路としてはってということにお伝えされる部分で、その中で、柵をつけてしまうと河川の整備が難しくなってしまうので柵の設置は難しいということですので、学校さんで、ちょっと指導していただくことが必要かと思えます。続いて4ページ目になります。33番。横断歩道の設置ってということで、横断歩道はカーブの真ん中とかカーブの始まり、終わりにはつけるのが非常に難しいので、ここは設置が難しいということになります。同じように37番の防犯灯については防犯交通課と協議していただければと思えます。38番については、除草もした上でそこを通れるように縁石も取ってくださいってということでお話はしていますので、そこでまた再度確認して、再度お伝えはしようと思えます。最後にその他のところ。前回ちょっとお伝えしたかと思えますが、つくバスのルート追加ってということで、出発地が駅からって書いてあるんですが、駅からって学区内じゃないんですよね。これは誰が乗ることを想定されてる話なのかなと。基本、駅はみどりの学園の学区になりますから。そこからお子さんたちは来ないですよね。みどりの南小の学区じゃないので。まず新しい駅ってというのは通学区域にはなってないですよというところ。それと利用者について、どなたが利用したいっていう想定がされていたのかわからなかったのが、これは今の学校でのことを伝えたいのか、新しい学校のことなのかがちょっとわからないので。ただ、つくバスについては、今の利用者の不利益にならないような形にってというのが一番優先されてしまうので、ルートの変更ってというのは結構難しくなったりすることがあります。以上のような形にはなります。

委員長：今の報告について質問があればお願いします。

委員：素朴な疑問なんですけど、いろいろ働きかけていただいている。こちらが要望したこと等についても、いろいろ動いていただいているのがわかるんですが、先ほど説明の中で、学校側がというお話があったんですが、それは

やはり学校が始まってからということになるかと思うんですが、学校が始まってからはもう子供たちがすでに通学路を歩いていくのがスタートしてる段階なので、何も整っていない状態でスタートしてくださいと私は取れたんですが、いかがでしょうか。

事務局：先ほどの立て看板とか防犯灯のやつですかね。学校側から今の段階でもうすでに申請できますので、始まってからじゃなく、今のみどりのさんから。

委員：みどりの学園からという形で、みどりのの新しく移動する側の保護者がというわけではないということですか。

事務局：そうですね、学校長さんから相談して申請していただけるのが一番いいのかなと思います。基本的に防犯灯って学校からか、区長さんからの申請なんです。申請の時には、その場所によっては私有地だと承諾書とか必要なんですけども、防犯灯については、できる場所とか、ここでいいかどうかというのを学校さんと現地を確認してもらいながら話したいっていうな感じだったので、学校さんが担当課と調整して回答があるところを見てもらいながらという話になってきます。看板とか、防犯灯、ミラーについても、場合によっては、すべてできるってことです。

委員：もう一つ、ネクスコの方にも働きかけていただいているようですが、現段階で照明施設の増設や、照度を上げる予定はありませんとはっきり言われているんですけど、これでは子供が危険で通えませんかというふうになるかと思うんですが、これはどうなんでしょうか。

事務局：23番の2つ目の回答ですよ。計算した上で書いてあるところ。これはネクスコじゃなくて、道路管理課ですので、これはお伝えはしていますので、また再度お伝えはいたします。今の話は当然要望が上がって、担当課にお伝えした時には、明かりをつけるっていうだけじゃなくて、暗いから明るくしてほしいっていう要望なので、もっとつけてもらうとか明

るくして欲しいんですよっていうことはお伝えはしていますが、再度、担当課の方にお伝えしておきます。

委員長：他にありますか。はい。お願いします。

委員：先ほど 23 番のトンネルのところとも近いんですが、防犯カメラの回答内容で、不特定多数の者が利用する道路公園広場っていうところは該当してくるのかなと思うんですけど、犯罪が多発し防犯上必要と認められる場所に設置していますということですが、この回答ですとやはり、何人か犠牲者が出ないとつけませんっていう回答に取れるんですよ。予防という意味での防犯ですので、ここはちょっともう少しフレキシブルにあらかじめ予防のためにつけていただくことを検討していただきたいなと思います。

事務局：担当課の方にお伝えしておきます。

委員：12 番のところ、もう一度なんですけど、歩車分離に変更すると渋滞を悪化させ危険運転を行うドライバーがさらに増加する可能性が高いとあるんですが、私の印象では研究学園の正門前やかいつかの近くの学校はなんていう学校かわかんないんですけど、あのあたりも歩車分離がいっぱいあると思うんですけど、それはやはり歩行者のための歩車分離で、ちょっとこの理由付けが納得しにくいなと思うんですけども、これは一般的な歩車分離に対する解釈になるんですか。

事務局：一般的な解釈といいますか、これは警察からいただいているそのままの回答になっています。歩車分離にすると、通常的信号よりも歩行者の信号が始まって終わるまでが長いので、車側からすると赤になって、青に変わるまでの待ち時間が長くなるからってことだと思います。

委員：ニュース等で見ると車と歩行者の事故って、右折時、左折時の巻き込みが絶対的に多いと思うんですけども、それを防ぐための歩車分離で、この丁字路っていうのは、まさに通勤時間帯で右左折だらけになるところで、

当然車は歩行者が渡るまで待つんですけど、そうすると渡りきれない車も多くなって、歩車分離にしないでもその右左折信号は付けた方がいいんじゃないかなと思いますが、ここはもう一度何か確認いただくことができたかなと思います。

委員長：さっきの看板とか、防犯灯とどう同様のことなんですかね。

事務局：看板とかであれば、防犯交通課。

委員長：歩車分離の信号については、どこに言えばいいですかね。

事務局：これは警察です。警察にはお伝えしたけども、難しそうです。できるかどうかって思ったものは、上申しているんですね。

委員長：できそうであれば上申するっていうことですね。ではこれは上申できない感じですか。

事務局：このままだとおそらく出しても、県警の方から許可がおりないっていうことだと思います。

委員長：要望を出したからってすぐに直しますとはならないんだから、言い続けていくしかないですよ。常に要望を出し続ける。危険がある以上は、歩車分離することが望ましくて、それは常に今からも、学校が開校してからも出し続ける。道路状況も変わるでしょうから、ますます車両の往来が増えたりとか、車線がこう広がったりとか、広がるっていうか今制限されてますよね。それが外れて車両の往来が多くなった時に、ますます危険性が増大するから、常にその先を見て、要望を出し続けていくしかないんだらうかなと思います。16番は学校の運用ですよ。それは学校の交通安全指導の側面になるから、通学路とか、通学方法とか、そういったことについては校内で今話し合っているところなので、ここは通らないようにするとか、さっきの川のところもあるけど、そういうところについては、校内の開校準備委員会で検討するべきところだし、開校前にはここは通りませんとかっていうのは出します。通行止めはちょっとできないと思いますけれ

ども、地域の方に必ず立ってもらおうとかっていうことになると思います。責任は持てないけど、漏れなく通学時に、地域の方が立っていて、あっちだよって誘導する。下校時にも、そこから行かないように、見守っていただく人を必ず立てるっていうことが地域としては大事なことかなって思います。今も全然別のところですけど、みどりの学園の近くにローソンがありますよね。ローソンをもうちょっと南行ったところに自動車工場あって、その中央分離帯がないところがありますよね。あそこを通ってくる人がいるんですよ。何回注意しても。だから何回言っても意識されないから大丈夫だろうって。ここも必ず人が立ってないと絶対通ってくるから、もう要チェックのところ、学校でもチェックするし、地域の方も立っていただくっていうことが確実に必要なところ。他にありますか。今出てきたようなことについては学校開校してからではなくて、今からみどりの学園で、要望を出していく。今年度中に現地調査でもしていただいて、一緒にやって開校時にはついていくことが絶対望ましいので、努力するっていうところになると思います。はい、お願いします。

委員：はい。看板に関してなんですけれども、みどりの保育園のみどサポというサポーターズの事務局の方で、看板の選定が終わりまして、これをもってこようっていうところで、何枚もらうっていうところまで決まっていますね、あとは私がここに取りに来るところでちょっと今止まっております。ですから早めにこちらはやろうと思いますので、はい。設置場所に関してなんですけど、事務局さんの方から私有地のところは住民の許可が必要であるとか、その辺があったので、そこを見ながらですね、去年か一昨年かで学校の方でつけてもらってるところとかもあるので、それと同じような手順とルールでつけていこうというふうに思っています。

事務局：看板については申請してもらって、私有地の場合は承諾書もつけての申請すれば、看板をもらえると。防犯灯は、つける場所の確認をしていた

できれば、多分、担当課でやってくれるんじゃないかなと。

委員長：電柱さえあれば、どこでもつくんですか。

事務局：防犯灯は基本的には電柱があればつくんですけど、全ての電柱につけられますとはいえず、市内の基準として一つおきになるかもしれないという場合があるかもしれないので、ちょっとそこは担当課との話し合いになりますね。

委員：前に看板をもらいに来たときにはどんな看板を何枚ってというふうを書いて、それで申請したんですけど、設置場所も紐づいてないと駄目な感じですか。

事務局：申請は番号で何枚とかっていう内容で、設置場所が私有地でなければそれで終わると思うんですけど、私有地であれば、私有地についての承諾書を一緒に出さなきゃいけないんだと思います。結局その看板がちゃんと管理されるかっていうことなので、この看板は番号が何番で、ちゃんと管理されているものかっていうことが重要です。例えば、その看板がつけられました。その後、台風等で倒れて、それで誰かが怪我をした場合等を想定すると、誰がここにつけて管理しているかっていうことの確認が必要になると思うので、設置する場所も申請の際には記載する必要があると思います。

委員：この校内の開校準備委員会の方で通学路とかっていうのを決める形じゃないですか。それって1月25日の説明会の時にはもうわかっているんですか。わからないとなると、子どもたちは正しい通学路の登校の練習ができない。部活動も、自転車を使ってみどりの学園との行き来をするところの多分そこも通学路っていうか、正しいところを通過して、いくような形になる。そうすると自分が入る部活動によっては向こうに行かなくちゃいけないとか、あるじゃないですか。そういうのっていうのは、1月25日にはわからないんですか。

委員長：通学路、それから部活動での自転車の行き来っていうのは、内情を言えば今、部活動をどちらでやるかって事が決まってきたので、そのルートについては、こういう方法がいいんじゃないかって方法は、ある程度考えているんですけど、どこを通すかっていうのはなるべく早く出したいなと思います。ただ、新入生説明会で発表できるとは今、断言はできないです。登校の練習とか、1回行ってみようかみたいのは多分あるだろうから、それは、どういうふうにお示しするかは全然決めてないけど、一番早いのは、配信しちゃうのが早い。集まってもらって言うんじゃないくて、デジタルで配信するとか、Web ページ見てもらうとか。そういう方法が早いのかなって今思いました。学校近くの道で自転車を降りて歩かなきゃってことについては、道はそう多くないし、広くて、自転車専用道路があるわけじゃないから、話し合っていないから決定ってわけじゃないけど、自分の感覚だと、もう歩行者のために降りて歩くしかないと思ってます。どれぐらいの距離を歩くかはわからないけど、秀峰筑波だと筑波高校のところからはもう降りて歩かせてます。みどりの南だとどれぐらいのところから歩いてもらったらいのかなっていうのは、考えなきゃいけないなと。中学生もむちゃくちゃ早く来れば歩かなくてもいいんだけど、朝練があるわけじゃないし、学校が開くのは7時50分とか、それぐらいな感じになるだろうから、外で待ってるしかない。他にないですか。通学路に関する事務局への質問は以上です。

事務局：1点、別途で報告させていただきます。現状の12月での新1年生とかこの新設校絡みの就学の届けをいただいています、みどりの南小学校と中学校の現在の人数を概ねですけれどもお話しさせていただきます、みどりの南小学校の方が約700名で、みどりの南中学校の方が約100名が現状、就学予定ということになっております。もちろんまだ申請を出していただいてない方とか、これからの転入、転出等もありますので、現状というこ

とで、参考にさせていただければと思います。

事務局：はい。ありがとうございました。議事については以上になります。次回についてなんですけども、議事としましては本日の体操服のデザインについての続きについてになります。今のところ確定してるのはそれだけなんですけども、ほかに委員会の方で、追加した議事等があれば、次回の議事に入れることもできるんですけども、学校さんの方でお持ち帰りいただいた学校規則だったり、保護者組織だったりっていうのが、まだこちらの方で共有できてないかなと思うんですけども、次回入れますか。かしこまりました。では次回につきましては保護者組織について議事としても入れる予定で進めていきたいと思います。はい。そうしましたら次回の日程については、1月中旬から下旬の15日以外で調整の方を進めていきたいと思います。保護者組織についてのデータの方は、各学校さんの方からこちらにいただければと思いますので、よろしく願いいたします。これにて第18回みどりの南小学校、みどりの南中学校開校準備委員会を終了したいと思います。皆様本日ありがとうございました。

4 閉会